

仙台市観光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市観光交流施設条例（平成十二年仙台市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表せんだい青葉山交流広場・駐車場の項を削る。

第三条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第一項中「別表第二」を「別表」に改め、「又はせんだい青葉山交流広場・駐車場の交流広場」を削り、「利用しよう」を「使用しよう」に改め、同条第二項中「利用許可」を「使用許可」に改める。

第四条第一項中「別表第二」を「別表」に改め、同条第二項中「利用許可」を「使用許可」に改める。

第四条の二中「利用許可」を「使用許可」に、「利用者」を「使用者」に改め、同条第一号中「利用できない」を「使用できない」に改め、同条第二号中「利用」を「使用」に改める。

第五条ただし書中「利用者」を「使用者」に改める。

第七条の見出し中「目的外利用」を「目的外使用」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用して」を「使用して」に改める。

第八条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用の」を「使用の」に改める。

第九条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「利用許可」を「使用許可」に、「利用を」を「使用を」に改める。

第十一条第一項第一号中「利用許可」を「使用許可」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

別表第一の一の表中「利用区分」を「使用区分」に改め、同表備考中「利用する」を「使用する」に改め、別表第一の二の表中「利用区分」を「使用区分」に改め、同表備考第一号中「利用時間」を「使用時間」に改め、同表備考第二号中「利用する」を「使用する」に改め、別表第一の三の表中「利用区分」を「使用区分」に改め、同表備考第一号中「利用時間」を「使用時間」に改め、同表備考第二号及び第三号中「利用する」を「使用する」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。